議案第86号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年11月30日提出

桐生市長　荒　木　恵　司

1　和解の相手方
　桐生市　個人

2　和解の内容
(1)　市は、相手方に対し、損害賠償金として465万5,530円を相手方の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。
(2)　市及び相手方は、本件に関し、市と相手方の間には、前号に定めるほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

3　事件の概要
令和8年5月29日午後1時頃、桐生市が管理する桐生市宮本町二丁目地内にあるのり面において、強風により立木が倒れ、隣接する敷地内にある相手方所有の家屋等に当該樹木が当たり、当該家屋の屋根、物置、カーポート等を損壊させた事故である。
本件は、法律上市の義務に属する立木に係る管理の瑕疵(かし)に起因して発生したものであり、市側が相手方家屋等に係る損害額を負担することにより示談しようとするものである。

議　案　説　明

議案第 86 号　損害賠償に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて

立木に係る管理の瑕疵（かし）に起因し発生した家屋等損壊事故による損害賠償に関し和解し、損害賠償の額を定めるに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求めるものです。